

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学学則第13条及び第32条に基づき、授業科目の名称、単位数等卒業に必要な単位数、その他授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の名称、単位数等)

第2条 開設する授業科目の名称、単位数等は、次のとおりとする。

- (1) 教養教育科目（共通コア・共通選択科目）別表1
- (2) 専門教育科目（学類共通専門教育科目）別表2
- (3) 専門教育科目（専攻専門教育科目）別表3
- (4) 外国人留学生対象科目（外国語教育科目）別表4
- (5) 専攻の履修要件を示す科目 別表5
- (6) 副専攻の履修要件を示す科目 別表6

(卒業に必要な単位数)

第3条 卒業に必要な単位数は、別表7のとおりとする。

(登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目の登録を行わなければならない。

- 2 一個学期で登録できる単位は、20単位を上限とする。ただし、履修科目登録実施要項に示された授業科目については、20単位を超えて登録ができるものとする。

(登録調整期間)

第5条 授業開始の日から2週間は、登録調整期間とする。

- 2 登録調整期間には、手続きを経て登録した科目を変更することができる。

(登録カードの提出)

第6条 学生は、登録調整期間内に指導教員の署名・捺印を得て、登録カードを提出しなければならない。

- 2 所定の期間内に登録カードを提出しなかった学生には、単位を与えない。

(学期末試験)

第7条 学期末試験は、期間を定めて行う。試験科目、時間等については、試験開始日の1週間前に公示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目の担当教員は、必要に応じて試験を行うことができる。

(追試験)

第8条 追試験は、学期末試験時の受験資格を有しながら、次のやむを得ない理由により受験できなかった者について願い出により試験を行うことがある。

- (1) 病気で受験できなかった場合（ただし、医師の診断書が必要）
- (2) 2親等以内の親族の死亡による忌引きの場合（ただし、往復の日時を含め最短日数とする）
- (3) 公共交通機関が運休または遅延した場合（ただし、遅延の場合は、当局の発行した遅延証明書が必要）
- (4) 大学が認めた就職試験を受験した場合（ただし、証明書が必要）

(5) 大学が認めた遠征試合等に参加した場合

(6) その他、全学教務委員長が必要と認めた場合

2 前項により追試験を受験する場合は、事前又は理由発生当日を含めて直ちに証明書等を添付し、全学教務委員長の認印を得て追試験許可願（別紙様式1）を教務課に提出しなければならない。

3 追試の許可は、全学教務委員長が行う。

4 全学教務委員長が許可を行った場合は、担当教員及び学生に通知する。

（再試験）

第9条 再試験は、卒業見込み者で学期末の成績評価において不合格になった科目（2科目以内）について再試験を実施する。ただし、再試験を希望する者は、その授業科目の担当教員の認印を得て再試験許可願（別紙様式2）を教務課に提出しなければならない。

2 再試験の日程については、3月卒業予定者又は9月卒業予定者にその都度通知する。

3 再試験の評価は、80点以上を与えることはできない。

4 再試験を受ける者は、受験料（1科目4,000円）を納入すること。

（単位の授与）

第10条 登録した授業科目については、試験その他の成績、学習状況及び出席状況により成績を評価し、合格した科目については、単位を授与する。

（成績評価の基準）

第11条 成績の評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）とする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成11年2月23日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成12年3月29日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成13年3月28日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成14年3月29日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成15年3月31日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成15年11月19日）

この規程は、平成16年4月1日から施行し、改正後の第8条及び第9条の規定は、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成16年3月17日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成17年3月29日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成20年3月12日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成21年5月13日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成22年3月10日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成23年3月16日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成25年12月18日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成27年3月19日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成28年1月20日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。

附 則（平成29年1月18日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規程を適用する。